議第１７号

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第 15 条第１項の規定により提出します。

令和７年３月 24 日

提出者	栃木県議会議員	池　田　　忠
	同	関　谷　暢　之
	同	西　村　しんじ
	同	渡　邉　典　喜
	同	杉　田　　光
	同	沼　田　邦　彦
	同	池　上　正　美
	同	湯　澤　英　之
	同	加　藤　雄　次
	同	小　菅　哲　男
	同	中　屋　　大
	同	白　石　資　隆
	同	板　橋　一　好

栃木県議会議長　　日向野　義　幸　　様

栃木県条例第　　号

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年栃木県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
（定義）
第２条　略
２～９　略
10　この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第５項において</u>「番号利用法」という。）<u>第２条第９項</u>に規定する特定個人情報をいう。
11～13　略

（利用及び提供の制限）
第12条　略
２～４　略
５　保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>第38条第１項第１号</td><td>又は第12条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき</td><td>第12条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイ</td></tr>
</table>
</td><td>
（定義）
第２条　略
２～９　略
10　この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下</u>「番号利用法」という。）<u>第２条第８項</u>に規定する特定個人情報をいう。
11～13　略

（利用及び提供の制限）
第12条　略
２～４　略
５　保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>第38条第１項第１号</td><td>又は第12条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき</td><td>第12条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイ</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

		ル（番号利用法第２条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第３項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9)　略

２　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1)　次に掲げる個人情報ファイル

ア　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は　これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ　略

(2)・(3)　略

３　略

（開示請求権）

第18条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、＿＿＿＿＿自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

２　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下＿＿＿＿＿＿「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求権）

		ル（番号利用法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下＿＿＿＿＿「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9)　略

２　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1)　次に掲げる個人情報ファイル

ア　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は　報酬、＿＿＿福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ　略

(2)・(3)　略

３　略

（開示請求権）

第18条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

２　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求権）

第31条　略 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 ３　略 （訂正請求の手続） 第32条　略 ２　略 ３　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止請求権） 第38条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2)　略 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 ３　略 （利用停止請求の手続） 第39条　略 ２　略 ３　議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外）	第31条　略 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。 ３　略 （訂正請求の手続） 第32条　略 ２　略 ３　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （利用停止請求権） 第38条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2)　略 ２　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。 ３　略 （利用停止請求の手続） 第39条　略 ２　略 ３　議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外）

第47条　保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章　（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） **第48条**　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	**第47条**　保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第４章（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） **第48条**　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定　　その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。